

令和5年度 枚方市国民保険料率の算定について【概要】

令和5年度の本市国民健康保険料率の算定に当たっては、令和6年度の大阪府市町村国民健康保険料統一に向けて取り組むとともに、その際に生じる低所得層の負担増に配慮するなど、激変緩和措置を講じます。

1. 被保険者数の動向と医療費の見込み

これまで被保険者数全体としては減少傾向がある中で70歳以上の被保険者数は増加傾向でしたが、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することから、全年齢区分で被保険者数は減少しています。

令和4年度はコロナ禍の診療控えからの回復で、1人あたり診療費が全般的に伸びている状況です。そんな中、令和3年度に大きく回復した未就学児は、ほぼ横ばいでしたが、70歳以上については1人あたりの診療費が大きく回復する傾向にあります。

この傾向を踏まえた令和5年度推計においては、未就学児を含め、増加傾向が継続しています。



2. 標準保険料率の算定

医療給付費等分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は、国から示された係数をもとに推計した納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金を算定しています。

大阪府は、市町村が事業費納付金を納めるために必要な保険料額を勧告し、「市町村標準保険料率」を示します。

■大阪府内全体の国民健康保険事業費納付金等算定結果と令和5年度標準保険料率

	事業費納付金(A)	一般会計からの法定繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)
医療分	204,146,666,183円	38,000,344,381円	166,146,321,802円
後期分	59,198,440,365円	6,795,785,295円	52,402,655,070円
介護分	21,952,386,256円	2,589,033,941円	19,363,352,315円

一般被保険者数	介護2号被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人あたり保険料収納必要額
1,697,205人	575,485人	1,132,535世帯	892,526,776,666円	162,417円

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円
後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
介護分	2.61%	19,552円	-	17万円

3. 保険料率の増減要因

大阪府による保険料率の算定においては、以下のような増減の要因が挙げられています。

- ①保険給付費の増加(増加要因)
 - ・昨年度から引き続き、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向を受けて、診療費が全般的に伸びている
 - ・特に令和4年度実績値(推定値含む)が、令和4年度本算定値を大きく上回るなど大幅な増加傾向にある
- ②支援金及び介護納付金の支出増加(増加要因)
 - ・高齢化の進展、団塊世代の移行等による支援金の増加に加えて、2年前の支援金の精算に伴う返還額の増加
 - ・介護給付費が全国的に増加傾向にある
- ③前期高齢者交付金等の増加(減少要因)
 - ・前期高齢者交付金の他、後期高齢者支援金国庫負担金、療養給付費等負担金の増加

※令和5年度は、医療分の増加に加え、後期分・介護分が前年度から著しく増加していることが特徴となっています。

4. 保険料統一に向けた激変緩和措置等

ア. 前年度余剰金等の活用

前年度余剰金 **45,333,683円**

令和4年度決算余剰金約4,500万円を事業納付金の財源に充てることで、1人あたり保険料収納必要額は、約640円引き下げとなります。

イ. 予定収納率の設定

予定収納率を95.5%と昨年度より高く設定することで、賦課総額が小さくなり、1人あたりの保険料額を約2,400円引き下げます。

令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度予定収納率	令和5年度予定収納率(案)
92.65%	93.14%	94.27%	94.20%	95.50%
市町村標準保険料予定収納率			91.96%	92.58%

ウ. 賦課割合の段階的変更

標準保険料率の賦課割合を採用すると低所得層の負担が急激に増すことから、段階的に変更するものです。

		所得割	均等割	平等割
令和5年度(案)枚方市賦課割合	医療分	48.2%	31.1%	20.7%
	後期分	48.4%	31.0%	20.6%
	介護分	44.9%	55.1%	-
令和5年度市町村標準保険料率	医療分	46.9%	32.0%	21.1%
	後期分	47.3%	31.8%	21.0%
	介護分	44.7%	55.3%	-

5. 保険料率の算定結果

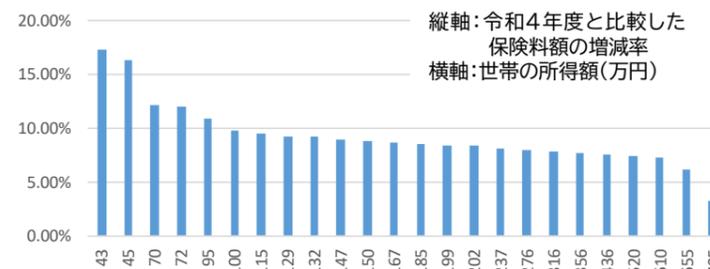
本市の保険料必要収納額 9,933,379,106円に左記の激変緩和措置等を講じ、以下のように令和5年度保険料率を算定しました。

	方式ごとの賦課総額	賦課総額を除く数等	保険料率*	
医療分	所得割	3,518,630,848円	限度額控除後の総所得額 38,172,019,380円	9.22%
	均等割	2,270,319,904円	被保険者数見込 70,825人	32,060円
	平等割	1,511,113,248円	世帯数見込 46,800世帯	32,290円
後期分	所得割	1,123,330,120円	限度額控除後の総所得額 37,530,305,880円	2.99%
	均等割	719,488,300円	被保険者数見込 70,825人	10,160円
	平等割	478,111,580円	世帯数見込 46,800世帯	10,220円
介護分	所得割	350,422,050円	限度額控除後の総所得額 13,571,059,240円	2.58%
	均等割	430,027,950円	介護2号被保険者数見込 22,431人	19,180円

*賦課総額を除いた商において小数点以下第4位未満又は10円未満の端数は、切り上げます。

1人世帯(医療+支援+介護)

1人世帯の例で前年度の保険料と比較すると、低所得層においては右のグラフのとおり大きいところでは18%近くも増額することがあります。



6. 本市独自の保険料額軽減の特例

令和4年度と同様に、大阪府の激変緩和措置に係る交付金と決算余剰金の一部を、低所得層世帯の内、均等割軽減対象者の保険料の軽減額の加算に充てることで、以下のとおり負担軽減を図ります。

対象となる軽減割合	被保険者1人あたり加算する軽減額
7割	2,000円
5割	2,300円
2割	2,300円

7. 賦課限度額の引上げについて

国民健康保険法施行令の規定に沿った、大阪府の「国民健康保険運営方針」を踏まえ、医療分に係る賦課限度額を現行の63万円から65万円へ、後期分を19万円から20万円にそれぞれ引き上げます。

8. 保険料軽減判定所得の引上げについて

物価上昇等を鑑み、所得が低い世帯にあっては、応益割(均等割及び平等割)の保険料負担が重くなることから、令和5年度は軽減判定所得基準額を5割軽減については28万5千円から29万円に、2割軽減については52万円から53万5千円に見直し、軽減適用範囲を広げます。